

## 別表

## 複製権及び翻案権侵害に関する当事者の主張

侵害部分対照表の番号	原告の主張	被告の主張
1	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現1は平成8年一級建築士本試験の試験問題中に記載された図面を基にしたものであるところ、原告表現1と同図面とは①湖を表す部分、②等高線の描き方、③方角表示が異なっている。これらの点については原告が独自の表現をしたものであるから、著作物性が認められる。</p> <p><b>【同一性】</b> 原告表現1と被告表現1とは同一の図面であるから、表現の同一性が認められる。</p> <p><b>【依拠性】</b> 原告表現1と平成8年一級建築士本試験の試験問題中に記載された図面との上記相違点については多様な表現が可能であるにもかかわらず、被告表現1と原告表現1とは表現の同一性が認められるから、被告表現1が原告表現1に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現1は平成8年一級建築士本試験の試験問題中に記載された図面を引用したものであり、原告が主張する①ないし③の点についてはいずれも些少な改変にとどまるものであるから、著作物性は認められない。</p> <p><b>【同一性】</b> 認める。</p> <p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現1は、平成8年一級建築士本試験の試験問題に記載された図面に依拠したものであり、原告表現1に依拠したものではない。</p>
2	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現2のうち「全般照明（LEDダウンライト）」、「ウォールウォッシャー」及び「スポットライト」の各記号は、その表現方法に関して法令等に定めがあるわけではなく、原</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現2のうち「全般照明（LEDダウンライト）」、「ウォールウォッシャー」及び「スポットライト」の各記号は、</p>

<p>告が独自に表現したものであるから、著作物性が認められる。</p> <p>原告表現2のうち「常設展示室」の図面は平成22年一級建築士本試験の設計製図問題の参考答案例であり、照明等の器具の配置場所や数は原告が独自に表現したものであるから、著作物性が認められる。</p>	<p>いずれ図面上の単純な記号であって、一般的に用いられているものであるから、著作物性は認められない。</p> <p>原告表現2のうち「常設展示室」の図面は平成22年一級建築士本試験の設計製図問題の参考答案例であり、与えられた課題条件から製図する限り、誰が作成しても同様のものとなるから、著作物性は認められない。</p>
<p><b>【同一性】</b></p> <p>原告表現2のうち「全般照明（LEDダウンライト）」、「ウォールウォッシャー」及び「スポットライト」の各記号と被告表現2のうち「全般照明（LEDダウンライト）」、「ウォールウォッシャー」及び「スポットライト」の各記号は同一である。また、原告表現2のうち「常設展示室」の図面における照明等の器具の配置場所や数と被告表現2のうち「常設展示室」の図面における照明等の器具の配置場所や数は同一である。</p> <p>したがって、原告表現2と被告表現2とは、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p> <p>被告表現2は、原告表現2と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>
<p><b>【依拠性】</b></p> <p>「全般照明（LEDダウンライト）」、「ウォールウォッシャー」及び「スポットライト」の各記号についてはいろいろな表現が可能であるにもかかわらず、原告表現2と被告表現2とは表現の同一性が認められるから、被告表現2が原告表現2に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p>

3	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現3は原告独自の構造計算から導き出した基準（床スラブ短辺スパンが4メートルを超える場合に小梁の設置が必要であるとの基準）を表現したものであるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現3は単純な事実にすぎないから、著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b> 被告表現3は上記の原告独自の構造計算から導き出した基準を用いている点で原告表現3と同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。 被告表現3は、原告表現3と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認められる。 なお、原告は被告表現3が採用した基準と原告表現3が採用した基準が同一であると主張しているが、アイデアの保護を求めるものであるから、原告の主張は失当である。</p>
	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現3と被告表現3とは表現の同一性が認められるから、被告表現3が原告表現3に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。</p>
4	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現4の「キャンティレバー」の図面は原告が独自に表現したものであり、誰が書いても同様の図面とはならないから、著作物性が認められる。また、断面図を用いた説明方法自体にも著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 「キャンティレバー」の構造が持出寸法により異なるものになることは建築上の初歩的知識であり、「キャンティレバー」の図面は誰が書いても同様のものとならざるを得ないから、原告表現4は単純な建築構造に関するありふれた表現で</p>

		ある。したがって、原告表現4に著作物性は認められない。
	<p><b>【同一性】</b> 原告表現4の図面及び用語指示と被告表現4の図面及び用語指示はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。 被告表現4は、原告表現4と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現4と被告表現4とは表現の同一性が認められるから、被告表現4が原告表現4に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現4と原告表現4が類似しているのは、「キャンティレバー」の図面は誰が書いても同様のものとならざるを得ないからである。</p>

<p>5</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>原告表現5の「ベタ基礎」の図面では左端が地中梁から上に続くような表現となっているところ、一般的な「ベタ基礎」の図面としてはこのような表現が必要となるわけではなく、原告が独自に表現したものであるから、著作物性が認められる。</p> <p>原告表現5の「独立基礎A-A断面」の図面は基礎梁がフーチングに食い込む表現となっているところ、一般的な「独立基礎」の図面としてはこのような表現が必要となるわけではなく、原告が独自に表現したものであるから、著作物性が認められる。また、一般的な「独立基礎」の図面としては上から見た図面のみが用いられるところ、原告表現5の「独立基礎A-A断面」においては上から見た図面と横から見た断面図を用いており、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>争う。</p> <p>「ベタ基礎」及び「独立基礎A-A断面」の各図面は誰が書いても同様のものとならざるを得ないから、原告表現5は単純な建築構造に関するありふれた表現である。したがって、原告表現5に著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b></p> <p>原告表現5の図面及び用語指示と被告表現5の図面及び用語指示はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p> <p>被告表現5は、原告表現5と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>原告表現5と被告表現5とは表現の同一性が認められるから、被告表現5が原告表現5に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p>

6	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>原告表現6の説明文は原告が独自に設けた基準（二重壁構造とすること、防水コンクリートブロックと外壁との間に100mm以上の間隔を置くこと、外壁の厚さを250mm以上とすること）を表現したものであるから、著作物性が認められる。</p> <p>原告表現6の図面は同基準の理解を補助するために作成したものであるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>争う。</p> <p>原告表現6は単純な建築構造に関するありふれた表現であるから、著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b></p> <p>被告表現6の説明文及び図面は上記の原告が独自に設けた基準を用いているから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p> <p>被告表現6は、原告表現6と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p> <p>なお、原告は被告表現6が採用した基準と原告表現6が採用した基準が同一であると主張しているが、アイデアの保護を求めるものであるから、原告の主張は失当である。</p>
	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>原告表現6と被告表現6とは表現の同一性が認められるから、被告表現6が原告表現6に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p>

7	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>原告表現7は給水方式の特徴を比較した表であるところ、いかなる項目を比較するかについて明確な基準があるわけではなく、原告表現7の項目は原告が独自に選択したものであるから、その選択の仕方に著作物性が認められる。また、原告表現7の項目の各説明文についてもそれぞれ簡潔に表現したものであるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>給水方式である水道直結直圧方式とポンプ直送方式を比較する場合、比較すべき項目とその項目の説明文については誰が表現しても同様のものとならざるを得ないから、原告表現7に著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b></p> <p>原告表現7の項目及びその説明文と被告表現7の項目及びその説明文はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p> <p>被告表現7は、原告表現7と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>原告表現7と被告表現7とは表現の同一性が認められるから、被告表現7が原告表現7に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p>
8	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>エレベーターの寸法は各エレベーターメーカーによって異なるところ、原告表現8のエレベーターの寸法は、原告が各エレベーターメーカーの寸法を参考にして独自に定めたものであるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>争う。</p> <p>エレベーターの寸法は技術上安全上の見地等から定型化、一般化されているものであり、創作の余地はないから、原告著作物8に著作物性は認められない。</p>

	<p><b>【同一性】</b> 原告表現 8 の表と被告表現 8 の表（ただし、「住宅用 1 3 人」欄の部分は除く。）はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。 被告表現 8 は、原告表現 8 と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現 8 と被告表現 8 とは表現の同一性が認められるから、被告表現 8 が原告表現 8 に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現 8 は、エレベーターメーカー各社のカタログの記載を参照してまとめたものであり、原告表現 8 に依拠したものであるのではない。</p>
9	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現 9 は環境負荷の低減を図る方法についての説明文であるところ、環境負荷の低減を図るためにいかなる方法を用いるかについては法令等に定めがあるものではなく、原告が独自に方法を選択した上で、各方法について説明しているから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 環境負荷の低減を図るための方法を「建築的手法」と「設備的手法（機械的手法）」に分類するのは一般的であり、各方法における各項目の説明も一般的であるから、原告表現 9 に著作物性は認められない。</p>



	<p><b>【同一性】</b></p> <p>被告表現9は、環境負荷の低減を図るための方法を「建築的手法」と「設備的手法（機械的手法）」に分類している点で原告表現9と同一である。</p> <p>原告表現9の「1 建築的手法」の「1）屋上緑化」,「2）植栽」,「3）建物の方位」,「4）庇・ルーパー」及び「5）窓ガラス」の各項目における説明文と被告表現9の「① 建築的手法」における説明文はほぼ同一である。</p> <p>原告表現9の「2 設備的手法」の「1）ヒートポンプの採用」及び「2）全熱交換機の採用」の各項目における説明文と被告表現9の「② 機械的手法」における説明文はほぼ同一である。</p> <p>したがって、原告表現9と被告表現とは表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p> <p>被告表現9は、原告表現9と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>原告表現9と被告表現9とは表現の同一性が認められるから、被告表現9が原告表現9に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p>
10	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>原告表現10の「階段」の図面において横から見た断面図を用いた点に原告独自の工夫があるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>争う。</p> <p>建築図面として平面図、立面図（横から見た断面図）を用いることは一般的であるから、原告表現10に著作物性は認められない。</p>

	<p><b>【同一性】</b> 原告表現10の図面と被告表現10の図面は同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。 被告表現10は、原告表現11と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現10と被告表現10とは表現の同一性が認められるから、被告表現10が原告表現10に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。</p>
11	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現11の「エスカレーター」の図面において横から見た断面図を用いた点に原告独自の工夫があるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 建築図面として平面図、立面図（横から見た断面図）を用いることは一般的であるから、原告表現11に著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b> 原告表現11の図面と被告表現11の図面は同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。 被告表現11は、原告表現1と同一ではないし、類似もしていない。もっとも、単純な事実、建築上の知識又は技術的な説明として内容面において共通する要素があることは認める。</p>

	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>原告表現 1 1 と被告表現 1 1 とは表現の同一性が認められるから、被告表現 1 1 が原告表現 1 1 に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p>
1 2	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>原告表現 1 2 は、一級建築士本試験の選択式問題の選択肢の一つ（選択肢 2）である。同選択式問題そのものは平成 1 8 年一級建築士本試験の学科の試験問題を基にしているところ、このうち選択肢 2 については日本建築学会建築工事標準仕様書 4 の改定に伴って変更が必要となった。通常であれば、同選択式問題のテーマ（既成コンクリート杭）に関する選択肢に変更するところ、原告は、出題傾向を踏まえて、異なるテーマ（セメントミルク工法）に関する選択肢である原告表現 1 2 へと変更した。</p> <p>したがって、原告表現 1 2 及び同選択式問題全体について著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>争う。</p> <p>原告表現 1 2 は、平成 1 1 年一級建築士本試験の学科Ⅳ問題 8 の選択肢 4 の記載を引用したものであるから、著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b></p> <p>原告表現 1 2 と被告表現 1 2 はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p>

	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現12と被告表現12とは表現の同一性が認められるから、被告表現12が原告表現12に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現12は、平成11年一級建築士本試験の学科IV問題8の選択肢4の記載を引用したものであり、原告表現12に依拠したのではない。</p>
13	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現13は、一級建築士本試験の選択式問題の選択肢の一つ（選択肢3）である。同選択式問題そのものは平成19年一級建築士本試験の学科の試験問題を基にしているところ、このうち選択肢3については日本建築学会建築工事標準仕様書5の改定に伴って変更が必要となった。通常であれば、変更前の選択肢3と同様のテーマ（品質基準強度の算定における割増し）に関する選択肢に変更するところ、原告は、出題傾向を踏まえて、異なるテーマ（品質基準強度に関する基本的事項）に関する選択肢である原告表現13へと変更した。 したがって、原告表現13及び同選択式問題全体について著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現13は、日本建築学会建築工事標準仕様書5の記載を引用したものであるから、著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b> 原告表現13と被告表現13はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。</p>

	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>原告表現13と被告表現13とは表現の同一性が認められるから、被告表現13が原告表現13に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p> <p>被告表現13は、日本建築学会建築工事標準仕様書5の記載を引用したものであり、原告表現13に依拠したものではない。</p>
14	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>原告表現14は、一級建築士本試験の選択式問題の選択肢の一つ（選択肢1）である。同選択式問題そのものは平成17年一級建築士本試験の学科の試験問題を基にしているところ、このうち選択肢1については日本建築学会建築工事標準仕様書の改定に伴って変更が必要となった。通常であれば、変更前の選択肢1と同様のテーマ（品質基準強度の算定における割増し）に関する選択肢に変更するところ、原告は、出題傾向を踏まえて、異なるテーマ（品質基準強度に関する基本的事項）に関する選択肢である原告表現14へと変更した。</p> <p>したがって、原告表現14及び同選択式問題全体について著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>争う。</p> <p>原告表現14は、日本建築学会建築工事標準仕様書5の記載を引用したものであるから、著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b></p> <p>原告表現14と被告表現14はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p>

	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>原告表現14と被告表現14とは表現の同一性が認められるから、被告表現14が原告表現14に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b></p> <p>否認する。</p> <p>被告表現14は、日本建築学会建築工事標準仕様書5の記載を引用したものであり、原告表現14に依拠したものではない。</p>
15	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>原告表現15は、一級建築士本試験の選択式問題の選択肢の一つ（選択肢1）である。同選択式問題そのものは平成16年一級建築士本試験の学科の試験問題を基にしているところ、このうち選択肢1については日本建築学会建築工事標準仕様書の改定に伴って変更が必要となった。原告は、出題傾向を踏まえて、日本建築学会建築工事標準仕様書5を基にして、「ひび割れ誘発目地」に関する選択肢である原告表現15へと変更した。</p> <p>したがって、原告表現15及び同選択式問題全体について著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b></p> <p>争う。</p> <p>原告表現15は、平成16年一級建築士本試験の学科Ⅳ問題9の選択肢1の記載を引用したものであるから、著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b></p> <p>原告表現15と被告表現15はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b></p> <p>否認する。</p>

	<p><b>【依拠性】</b> 被告表現15は建築工事管理指針を基にしていると考えられる。しかし、同建築工事管理指針には「所定のかぶり厚さ」との表現はないことからすれば、被告表現15が原告表現15に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現15は、平成16年一級建築士本試験の学科IV問題9の選択肢1の記載を引用したものであり、原告表現15に依拠したのではない。</p>
16	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現16は、一級建築士本試験の選択式問題の選択肢の一つ（選択肢2）である。同選択式問題そのものは平成20年一級建築士本試験の学科の試験問題を基にしているところ、このうち選択肢2については日本建築学会建築工事標準仕様書の改定に伴って変更が必要となった。もっとも、変更前の選択肢2（「8N」）は不適切な選択肢としては成立するものであったものの、不適切な選択肢であることがより明確になるように、「5N」とする原告表現16へと変更した。 したがって、原告表現16には著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現16は平成20年一級建築士本試験の学科IV問題9の選択肢2の記載を引用したものであって、同選択肢2の記載（「8N」）を原告表現16のように「5N」に変更したとしても、そのことをもって原告表現16に著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b> 原告表現16と被告表現16は同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。</p>
	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現16と被告表現16とは表現の同一性が認められるから、被告表現16が原告表現16に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現16は、平成20年一級建築士本試験の学科IV問題9の選択肢2の記載を引用したものであり、原告表現16に依拠したのではない。</p>

17	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現17の図面については日本建築学会建築工事標準仕様書5に記載されている図面を基にしているところ、縦に並んだ2つの図面を横並びにしたという点で原告独自の工夫があるから、著作物性が認められる。</p> <p><b>【同一性】</b> 被告表現17の2つ図面は原告表現17の2つの図面の左右を入れ替えたものにすぎず、また被告表現17の用語指示と原告表現17の用語指示はほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p> <p><b>【依拠性】</b> 原告表現17と被告表現17とは表現の同一性が認められるから、被告表現17が原告表現17に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現17は、日本建築学会建築工事標準仕様書8に記載されている図面を基にしているところ、縦に並んだ2つの図面を横並びにしたことに創作性があるとはいえないから、原告表現17に著作物性があるとは認められない。</p> <p><b>【同一性】</b> 認める。</p> <p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現17は、日本建築学会建築工事標準仕様書8及び平成25年度建築工事管理指針の各図面に依拠したものであり、原告表現17に依拠したものではない。</p>
18	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現18の表においては、理論上は「溶接」と表現すべきものを「エレクションピース」と表現しており、原告独自の工夫があるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現18は、建築上の基本的な知識を簡易な表にまとめたものであるから思想又は感情を表現したものではないし、ありふれた表現であるから創作性もない。したがって、原告表現18に著作物性は認められない。</p>



	<p><b>【同一性】</b> 原告表現18と被告表現18とはほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現18と被告表現18とは表現の同一性が認められるから、被告表現18が原告表現18に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現18は、平成25年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に記載された文章の内容を表にまとめたものであり、原告表現18に依拠したものではない。</p>
19	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現19は、一級建築士本試験の選択式問題の選択肢の一つ（選択肢1）である。同選択式問題そのものは平成17年一級建築士本試験の学科の試験問題を基にしているところ、このうち選択肢1についてはJIS規格の改正に伴って変更が必要となったので、原告表現19へと変更した。 したがって、原告表現19には著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現19は平成17年一級建築士本試験の学科I問題4の選択肢1の記載を引用したものであり、また同記載の「用心」から原告表現19の「誘導」への変更はJIS規格の改正を受けた用語の変更にとどまるものであるから、原告表現19に著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b> 原告表現19と被告表現19は同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 否認する。</p>

	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現19と被告表現19とは表現の同一性が認められるから、被告表現19が原告表現19に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現19は平成17年一級建築士本試験の学科I問題4の選択肢1の記載を引用したものであり、また同記載の「用心」から被告表現19の「誘導」への変更はJIS規格の改正を受けた用語の変更にとどまるものであるから、被告表現19は原告表現19に依拠したものではない。</p>
20	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現20の図面は原告が独自に創作したものであるから、著作物性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現20に著作物性は認められない。</p>
	<p><b>【同一性】</b> 原告表現20と被告表現20は同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【同一性】</b> 認める。</p>
	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現20と被告表現20とは表現の同一性が認められるから、被告表現20が原告表現20に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現20は、日本建築学会編「建築設計資料集成（環境）」の記載内容を引用したものであり、原告表現20に依拠したものではない。</p>

2 1	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現 2 1 は、平成 1 6 年一級建築士本試験の試験問題中に記載された図面を基にしたものであるところ、原告表現 2 1 と同図面とは、用途地域（「準住居地域」、「近隣商業地域」）及び指定容積率（「都市計画で定められた容積率 2 0 / 1 0」、「都市計画で定められた容積率 4 0 / 1 0」）の各説明文の位置が異なっている。この点については原告が独自の表現をしたものであるから、著作物性が認められる。</p> <p><b>【同一性】</b> 原告表現 2 1 と被告表現 2 1 とはほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p> <p><b>【依拠性】</b> 原告表現 2 1 と被告表現 2 1 とは表現の同一性が認められるから、被告表現 2 1 が原告表現 2 1 に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現 2 1 は平成 1 6 年一級建築士本試験の学科Ⅱ問題 1 4 の図面を引用したものであって、同図面の用途地域及び指定容積率の各説明文の位置を変更したとしても、そのことをもって原告表現 2 1 に著作物性は認められない。</p> <p><b>【同一性】</b> 争う。 原告表現 2 1 と被告表現 2 1 とは敷地外周部分の斜線の有無等が異なっている。</p> <p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現 2 1 は、平成 1 6 年一級建築士本試験の学科Ⅱ問題 1 4 の図面を引用したものであり、原告表現 2 1 に依拠したのではない。</p>
2 2	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現 2 2 は、平成 1 7 年一級建築士本試験の試験問題中に記載された図面を基にしたものであるところ、原告表現 2 2 と同図面とは、①「建築基準法第 4 2 条第 2 項に基づき特定行政庁が指定した道」との説明文を 3 段でなく 4 段表記とした点、②河川を表す部分の波線を 5 本でなく 4 本とした</p>	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現 2 2 は平成 1 7 年一級建築士本試験の学科Ⅱ問題 1 5 の図面を引用したものであって、同図面の①「建築基準法第 4 2 条第 2 項に基づき特定行政庁が指定した道」との説明文、②河川を表す部分についての表現方法を僅かに変更したとしても、そのことをもって原告表現 2 2 に著作物性は認</p>

	<p>点が異なっている。これらの点については原告が独自の表現をしたものであるから、著作物性が認められる。</p> <p><b>【同一性】</b> 原告表現 2 2 と被告表現 2 2 とはほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p> <p><b>【依拠性】</b> 原告表現 2 2 と被告表現 2 2 とは表現の同一性が認められるから、被告表現 2 2 が原告表現 2 2 に依拠したことは明らかである。</p>	<p>められない。</p> <p><b>【同一性】</b> 争う。 原告表現 2 2 と被告表現 2 2 とは敷地外周部分の斜線の有無等が異なっている。</p> <p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現 2 2 は、平成 1 7 年一級建築士本試験の学科 II 問題 1 5 の図面を引用したものであり、原告表現 2 2 に依拠したのではない。</p>
2 3	<p><b>【著作物性】</b> 原告表現 2 3 は、平成 1 8 年一級建築士本試験の試験問題中に記載された図面を基にしたものであるところ、原告表現 2 3 と同図面とは、第二種中高層住居専用地域と建築物とを隔てる境界線に用いた記号の個数が異なっている。この点については原告が独自の表現をしたものであるから、著作物性が認められる。</p> <p><b>【同一性】</b> 原告表現 2 3 と被告表現 2 3 とはほぼ同一であるから、表現の同一性が認められる。</p>	<p><b>【著作物性】</b> 争う。 原告表現 2 3 は平成 1 8 年一級建築士本試験の学科 II 問題 1 5 の図面を引用したものであって、同図面の第二種中高層住居専用地域と建造物とを隔てる境界線に用いた記号の個数を僅かに変更したとしても、そのことをもって原告表現 2 3 に著作物性は認められない。</p> <p><b>【同一性】</b> 争う。 原告表現 2 3 と被告表現 2 3 とは敷地外周部分の斜線の有無等が異なっている。</p>

	<p><b>【依拠性】</b> 原告表現 2 3 と被告表現 2 3 とは表現の同一性が認められるから、被告表現 2 3 が原告表現 2 3 に依拠したことは明らかである。</p>	<p><b>【依拠性】</b> 否認する。 被告表現 2 3 は、平成 1 8 年一級建築士本試験の学科Ⅱ問題 1 5 の図面を引用したものであり、原告表現 2 3 に依拠したのではない</p>
--	--	---